

上・下水事業関係事務事業（その 2）下水道関係の取扱いについて

上・下水事業関係事務事業（その 2）下水道関係の取扱いについて提出する。

平成 16 年 7 月 28 日提出

神崎町・大河内町合併協議会  
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-12	上・下水事業関係事務事業（その 2）下水道関係の取扱いについて
<p>1 合併処理浄化槽設置整備補助金については、新町発足までに大河内町の例により調整し、浄化槽管理体制については、新町発足後 5 年以内に大河内町の例により町管理に移行し、集合処理区使用料と同額を町が徴収するよう調整する。</p> <p>2 農業集落排水事業、公共下水道事業及びコミュニティプラント事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>3 農業集落排水事業等の受益者負担については、補助事業等により工事を施工した場合、受益者負担金を徴収する必要があることにより、新町発足後、神崎町の例により速やかに調整する。</p> <p>4 使用料内税とし、大河内町の例により調整する。一般家庭以外の工場、店舗等の算定基準は、新町発足までに調整する。また、賦課方法、徴収方法及び管理組合等の管理体制については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>5 会計方式については、合併処理浄化槽事業を含め合併後速やかに公営企業会計に統一する。</p>		

平成 16 年 7 月 28 日 (確認) 継続審議